

訪問介護における生活援助の回数基準を超える
計画（ケアプラン）の届出状況について

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助）算定理由書提出 1事業所

要介護状態区分	要介護3
回数基準	43回/月
生活援助回数	平均54回程度/月
作成日	令和2年8月31日
サービス種別	掃除・洗濯・調理・買い物等
算定理由	独居で、パーキンソン病の進行のため、日中は常時体が揺れている状態であり、腸に直接薬を投入する機械を装着している。手足の震えにより日常生活に大きな支障が出ており、生活動線の確保に支援を要するため。